

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

監査法人のガバナンス・コード

2017年2月24日（金）15:00～16:56

大阪取引所5階取締役会議室及び東京証券取引所4階402会議室

出席者（五十音順）

飯田	秀総	神戸大学大学院法学研究科准教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
片木	晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
岸田	雅雄	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
北村	雅史	京都大学大学院法学研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
志谷	匡史	神戸大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
龍田	節	京都大学名誉教授（特別会員）
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松尾	健一	大阪大学大学院法学研究科准教授
森田	章	同志社大学大学院司法研究科教授
行澤	一人	神戸大学大学院法学研究科教授

【報告】

監査法人のガバナンス・コード

早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

岸 田 雅 雄

目 次

I. はじめに

II. 懇談会提言における考え方

○伊藤 定刻になりましたので、2月の日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めさせていただきます。

本日は、早稲田大学の岸田雅雄先生から「監査法人のガバナンス・コード」というテーマでご報告をいただきます。よろしくお願ひします。

○岸田 近々監査法人のガバナンス・コードが公表される予定ですので、これについてお話をしたいと思います。

I. はじめに

2016年12月15日に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（以下「検討会」という）が「「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）の策定について」（以下「コード案」という）を公表しました。これについては、2017年1月31日までの意見聴取を経た上で、若干の修正を経て2017年3月末までに確定する予定です。もう意見案は出ていると思いますが、これについてはあまり検討したもののがありませんので、町田祥弘教授の論文「監査法人のガバナンス・コード」（「企業会計」69巻2号（2017年）72頁以下）と、監査法人のガバナンス・コードを策定するための有識

III. コード案

討論

者検討会の議事録を参考に意見を申し上げたいと思います。

2016年3月8日に「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という）が「「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保のために—」（以下「懇談会提言」という）を公表しました。その懇談会提言を受けて検討会が開催されることとなり、2016年7月15日より5回にわたって審議が重ねられ、同年12月15日にコード案が公表されました。コード案は、2017年1月31日を期限として広く意見を募り、その後、最終版が確定する予定です。

検討会は懇談会とは座長が異なり、一部のメンバーについては変更されているものの、多くのメンバーは共通であり、コード案は懇談会提言と趣旨を同じくするものと考えられます。

II. 懇談会提言における考え方

懇談会提言の内容について簡単にご説明申し上げます。

懇談会提言の「II. 会計監査の信頼性確保のための取組み」の「1. 監査法人のマネジメントの強化」の（1）監査法人のガバナンス・コードには、以下のようなことが書かれています。

「大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを高めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則（プリンシップ）がまずもって確立されていることが必要であると考えられる。

一方、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシップの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるように仕組みを考えていくことが望ましい。

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシップベースの「監査法人のガバナンス・コード」が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営のためのプリンシップを確立し、各法人に対して、当該プリンシップを実現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査

法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。」

これから申し上げるコード案は、懇談会提言と趣旨を同じくするものと考えられ、大きな監査規制問題の一つであり、監査の品質の向上に向けた取組みとして位置づけられています。

ところで、監査法人のガバナンス・コード策定の動きは、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」から始まり、2014年2月に「「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」が策定され、さらに平成26年会社法改正を受けて2016年6月に「コーポレートガバナンス・コード」が公表されたことに続くものです。そして、懇談会などの動きを受けて、2016年7月から検討会が審議を開始し、監査法人のガバナンス・コードを策定しようとしたわけです。これは基本的に、イギリスにおける監査法人に対するガバナンス・コードの動きを追っていると言えようかと思います。

懇談会提言の「II. 会計監査の信頼性確保のための取組み」の「1. 監査法人のマネジメントの強化」では、東芝問題を想起させる「最近の不正会計事案においては」という表現をとった上で、「大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、（中略）他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである」と述べられています。

この原因について、懇談会提言では、監査法人は、公認会計士法上、5名以上の公認会計士によって設立されるパートナーシップ制がとられているものの、実際には、大手監査法人は数千名の公認会計士を擁する体制となっており、準大手監査法人でも100名を超える規模となっていることか

ら、現行のマネジメントが監査法人の「規模の拡大と組織運営の複雑化に対応し切れていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つである」と捉えられています。

懇談会提言が想定するのは、以下のような監査規制のモデルです。

- ① 主に大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人が対象。
- ② 運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立させる。
- ③ 組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる。
- ④ 組織的な運営の状況を外部からチェックできるようとする。
- ⑤ 組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させる。

このうち①については、一定規模以上の監査法人が対象となると考えられます。イギリスの例にならうのであれば、20 社以上の上場企業の監査を担当する監査法人が対象となる結果、有限責任あずき監査法人、PwC あらた有限責任監査法人、仰星監査法人、PwC 京都監査法人、三優監査法人、新日本有限責任監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、有限責任監査法人トーマツ、ひびき監査法人、優成監査法人の 11 法人が対象となると考えられます。

なお、懇談会提言では、大手監査法人の寡占状況を踏まえて、「寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている」として、「大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある」とも述べています（懇談会提言「II. 会計監査の信頼性確保のための取組み 1. 監査法人のマネジメントの強化」）。

これは金融庁がやっていることですけれども、金融庁が 2006 年に中央青山監査法人に監査業務

停止を命じた、すると監査法人の数が減ってしまったのでまた増やすことになった、そういうことも関係しているのではないかと思います。金融庁は、監査法人を増やすべきなのか、減らすべきなのか、というところで迷っているのではないかと思います。

また、④については、監査法人が公表するいわゆる透明性報告書を念頭に、対象となる各監査法人が、監査法人のガバナンス・コードへの遵守状況を含む情報開示を、公的規制、自主規制または自主的な報告書を通じて行うことを想定していると言えます。最近では、財務情報のみならず、非財務情報も含めた透明性報告書もあります。

そう考えると、④は、資本市場あるいは株主ないしその立場に立って監査役等が透明性報告書に基づき監査法人の選任を行うことを念頭に置いているのに対して、③は、当局による検査等を念頭に置いているものと解されます。

①の監査法人のガバナンスの問題は、懇談会提言の「II. 会計監査の信頼性確保のための取組み」の「1. 監査法人のマネジメントの強化」の「(1) 監査法人のガバナンス・コード」において、「実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシピアルの実現に向け、創意工夫を行なながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい」とされています。

これは、いわゆるプリンシピアルベースである監査法人のガバナンス・コードへの取り組みを提言しているということです（町田・前掲 73 頁）。

III. コード案

前述の懇談会提言を受け、検討会において議論の末にまとめられたコード案は、5 つの原則と、その下位原則である 22 の指針から構成されています。今から 5 つの原則についてそれぞれ見てい

きたいと思います。

「【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを發揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に發揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである。」

職業的懐疑心とは、プロがプロとしてこの会計処理が正しいかどうかという疑いを持ちなさい、公認会計士は常に被監査会社の会計処理の適正性について疑いを持ちなさいということです。そのような十分な懐疑心がなければ、実際には監査できない。東芝だから大丈夫だ、トヨタ自動車がそのような悪いことをするはずがない、と考えていると監査はできないので、常に職業的な懐疑心を持ちなさいと、難しいことではありますが、そういうことをまず言っているわけです。

具体的な指針として、次の1から5までを挙げています。この5つの指針に基づいて原則を守りなさい、ということです。

「指針

1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。」

これらの役割を果たすべき監査法人がとり得る

具体的な行動としては、監査法人のトップによる所信表明、監査法人の理念に係る方針等の文書化と共有、さらには監査法人内における議論の場の設定等が考えられますが、本質的には、監査法人の社風や組織風土の醸成の問題であり、一朝一夕に組織改革が実現できるものではないだろうとされています（町田・前掲 74 頁）。

先ほど申し上げたように、監査法人のガバナンス・コードは、コーポレートガバナンス・コードと同じような考え方を採用していますけれども、一番の大きな違いとして、監査法人というのは公的な存在である、つまり営利だけを目的としているのではない、と書かれていることが挙げられます。国によっては監査法人が株式会社であるところもあり、その場合は、公のことよりも利益を優先することになろうかと思いますが、我が国の監査法人はそうではありませんので、こういうことを強調されるわけです。

「【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。」

国によっては株式会社の監査法人もありますけれども、日本ではそうではありませんので、必ずしも利益の追求が第一義的な目的ではありません。そのために、監査法人は、具体的な指針にありますような全体の利益、社会的なインフラとしての存在価値を重視する必要があります。

しかし、指針2-2の3番目の項目として「法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備」が挙げられていますように、利益だけを目的にしてはいけない

いのですが、かといって公益だけを重視してもなかなかうまくいかず、実効的な経営をきちんと目指していかなければ、監査法人は成り立たないことになります。実際に経営がうまくいかなくなつて破綻した監査法人もあります。監査上のリスク等に適切に対応するため、経済環境等の分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備、人事管理等に係る体制の整備、また、監査実務に精通しているだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるような監査機関の構成員の選任、そういうことも要求されるということです。

「原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。」

これは、以前に本研究会でも取り上げましたコーポレートガバナンス・コードの原則と似ていますけれども、直接利害関係のない第三者を構成員に選ぶということです。このあたりは、会社法の論理と同じところがあります。

なお、このような動きは、監査法人だけではなくて、公認会計士協会自体においても見られます。公認会計士協会にも外部者が第三者として入っており、一部でそのようなことをしようとしている

わけです。公認会計士協会だけでなく、その会員の各監査法人も、第三者を入れてその知見を活用すべきであるということになります。

この原則を具体的に見てみると、監査法人に対して、外部の第三者が構成員として含まれる監督・評価機関を設けることを求めていました。先ほど申し上げたように、会社に限らず、一定の組織であれば、外部の第三者が入ることが望ましいと。これを監査法人にも要求すると言っているわけです。

監査法人の構成員には、原則的に公認会計士しかなれません。弁護士がなることもありますけれども、原則としては監査法人の構成員は公認会計士に限られていますので、公認会計士以外の人が入ることによって、外部の目で見れば分かることがあるのではないかということです。

「指針

3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与

- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

3－4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。」

コーポレートガバナンス・コードでも第三者を入れるべきだということが書かれている結果、ほとんどの上場会社に外部の独立役員が入っています。その人数をどうするかというのはまた別問題ですけれども、そのような流れを受けて、監査法人においても外部の独立した第三者が必要だということを主張しているわけです。その属性についてはまだ議論の余地があると思いますけれども、大枠としてはそういう流れになっているということです。

「【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流

れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の流れを円滑にすることも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

4－1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

- ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

- ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

4－4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

4－5. 監査法人は、内部及び外部からの通報

に関する方針や手続を整備し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。」

先ほども申し上げたように、職業的懷疑心としては、トヨタ自動車や東芝のように世間的にみて優良な会社であれば問題ないと初めから思ってしまってはいけない、必ず職業的な懷疑心、プロとしての懷疑心が必要だということを言っているわけです。

監査法人の非監査業務とは何かというと、監査法人である公認会計士は、必ずしも監査だけをやっているわけではなくて、いわゆるコンサルティング業務と言いますか、そういう知見を使ってさまざまな相談に応じることがあります。2001年のエンロン事件以後、被監査業務の割合が監査業務よりも高いのは問題だ、会社の経営者等に応じる形で公認会計士がコンサルティング業務ばかりやっていると、本来の監査はできないということで、日本でも改善が図られることになりました。

しかし、監査法人のガバナンス・コードでは、そういう経験も必要だということで、非監査業務も含めた幅広い知見等を獲得する機会についても留意すべきだと書かれています。

「【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監

査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、例えば『透明性報告書』といった形で、わかりやすく説明すべきである。

5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方
- ・ 経営機関の構成や役割
- ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知

見を活用すべきである。

5－4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

5－5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。」

原則5は透明性報告書の作成と公表に係るもので、透明性報告書とは、諸外国の監査事務所においては広く公表されている、監査事務所の組織体制や業務運営に関する報告書であり、被監査会社や株主を対象とした一種の統合報告書といえます。統合報告書というものは最近出てきた言葉ですけれども、いわゆる財務情報、つまり計算書類だけではなくて、計算に関係しない人事情報などを含めた報告書です。

従来、監査法人は財務情報だけを公表するのが原則でしたけれども、最近では、そういう統合報告書に記載するものとして、必ずしも財務情報に限らない情報の公表が増えてきています。我が国においても、PwCあらた監査法人（当時）が2015年に公表し、透明性報告書という名称は付していないものの、有限責任あづさ監査法人も2016年に公表しています。必ずしも財務情報だけではない情報も当然に開示すべきであるということです。ただし、財務情報以外の情報については、何をもって真実と言うのか、予測情報等についても公表する責任があるのか、ということが問題になります。過去の情報だけでなく、将来の情報も公表対象とするか、ということですね。

コード案では、いわゆる透明性報告書に関連して、指針5－2の各事項の説明を求めていました。監査の透明性の確保ということで、そういう情報を積極的に開示すべきだということです。

ここに示された事項は、原則1から原則4まで、ならびにその指針において示された内容に他ならず、前述の原則及び指針は、透明性報告書における

一定の開示を前提とした枠組みとなっているわけです。

こうした透明性報告書をもとに、「被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換」及び「監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用」（指針5－3）、「本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価」（指針5－4）、ならびに「資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用」（指針5－5）といったことが求められています（町田・前掲76頁）。

問題は、これがどこまで役に立つかということです。コーポレートガバナンス・コードについては、法律上の根拠はないのですけれども、東京証券取引所の上場規程に含まれている。しかし、それは法律を根拠とするものではなく、開示した情報に間違いがあったからといって、当然にその責任が生じて上場廃止となるといったものではありません。同じように、監査法人のガバナンス・コードも、金融庁が監査法人に対してこういうことを守りなさいと言っているようなものだと思いませんけれども、前述のように、たとえ守らなくても、こういう理由で守れないということを公表して、それで納得すれば問題ないということではないかと思います。つまり、コードというのは、法律のような強制力を持ったものではなくて、こういうふうにやればいいのではないかという一つの提案です。これを全ての監査法人が守るようになれば、そのうち法律になることはあり得ると思いますけれども、現時点の監査法人のガバナンス・コードでは、明確な違法ということは法律的には導かれないのでないかと思います。

この原則を策定するために、5回の検討会が開かれていますけれども、その議事録を読みましても、大体今のような理由で必ずしも強制的なものではないというふうに考えられます。細かい解釈論を展開するのではなくて、そういうものを守れ

と言えば、多くの監査法人が守るようになるのではないかと。

特に問題となるのは、監査法人のガバナンス・コードの適用範囲です。誰に対して適用するか。大手の監査法人だけで被監査会社の80%程度を占めているかと思いますけれども、中小の監査法人についても、コードで指摘されているような問題が出てくるのではないか。コードだけでうまくいかない場合には、法制化する、場合によっては証券取引所の上場廃止の基準になる、つまりコードに書かれているような内容を遵守していない監査法人の監査を受けてはならないということになるかもしれません。現在はまだそこまでは行っていませんので、今のところは、そのようにやってください、という要求程度にとどまるものではないかと思います。

ちょっと時間が余りましたけれども、いろいろとお教えいただければと思います。

~~~~~

## 【討 論】

○伊藤 どうもありがとうございました。内容的にどこかで切れているわけでもありませんので、まとめてご質問、ご議論をよろしくお願ひします。

### 【監査法人の構成員の動機付け】

○飯田 コード案の中ではたびたび「構成員の士気を高める」というフレーズが出てきて、非常に違和感を覚えるのですが、プロフェッショナルとしての専門家が何か平常士気が低いというような認識が一般的なのかというの、若干疑問に思いました。

それから、その並びで、被監査会社から報酬を得て行う会計監査の構造に起因して職業的懐疑心の発揮が十分に行われないことに留意すべきであるという原則1の話の中で、各構成員に対して適切な動機付けを行うべきであるというのですが、これは構造的になかなか無理な要件だと思われま

す。適切な動機付けとして、何か具体的な案はあるのでしょうか。

○岸田 監査法人の構成員の動機付けの具体的な案があるのかということについては分かりません。

監査法人のガバナンス・コードを策定しようとしたきっかけは、一流企業と目されてきた東芝問題が生じたことにあります。違法と違法でないところの境目なので、刑法上は起訴できないということです。しかし、必ずしも法律しか措置の方法が無いわけではない、注意を喚起するためにプリンシブルベースの枠組みも効果的なのだ、という潮流の中でガバナンス・コードが作られたのだと思います。現に、日本には既にスチュワードシップ・コードもコーポレートガバナンス・コードもありますし、イギリスにはこれらに加えて監査法人のガバナンス・コードもあります。

○黒沼 私も今の点について気になったのですけれども、原則1の指針1-3で、今飯田先生からご指摘があったように「適切な動機付けを行うべきである」と書いてあるのですね。同じような話はほかにも何回も出てきていて、例えば指針2-2の3つ目では、「士気を高め」という後に、「人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備」ということがうたわれていて、適切な動機付けとはこれのことを探しているのかなというふうにも思ったのですが、他方で言葉遣いを変えているので、それと違うことを意味しているようにもとれます。

そもそも監査法人における人事管理・評価等が実際にどのように行われているかということを知らないものですから、それを工夫することによって、こういうことの適切な動機付けを行うことが可能なのかどうかもよくわからないところで、もしおわかりになれば教えていただければと思います。

○岸田 検討会の議事録を見ると、先ほど申し上げたように、必ずしも法律をつくるのではなく、プリンシブルベースのコードも必要なのだといつ

たことが中心に議論されたようですので、ご質問の点についてはちょっとわからないです。1月31日まで意見を募って、3月末に多分監査法人のガバナンス・コードの内容が確定しますので、詳細はその時までに決められることになると思います。

検討会のメンバーにも、法律家は入っていないかったですかね、公認会計士協会の会長とか、そういう実務家の方が中心で、ガバナンス・コードを厳格に運用していくということではないと思います。

#### 【コードの位置づけと実行的な監督・評価の可否】

○洲崎 コードのそもそも位置づけについて伺いたいと思います。現行公認会計士法は監査法人の組織等について定めていますが、コードでは、監査法人に経営機関を置くとか、監督・評価機関を置くようなことを提言しています。これは、公認会計士法を改正してそういうことも可能にすべきだということも含んだ提言なのでしょうか。それとも、現行の公認会計士法のもとで、任意の機関として監督・評価機関を置くことや、代表社員の中で経営のことを特に専念してやるような人を置くことを求めているのでしょうか。

○岸田 後者ですね。そういうことを呼びかけるということですね。

○洲崎 現行の公認会計士法のまま、監査法人のあり方を改めるよう呼びかけているということですか。それで果たして実効的な改革ができるのだろうかという気がしますが……。

○岸田 イギリスで監査法人のガバナンス・コードが策定された背景には、イギリスには監査法人間の競争が無いという状況がありました。日本においても、イギリスと同様に監査法人の業界は寡占状態にあり、現に4社程度の監査法人が80%以上の上場会社の監査を担当しています。これではお互いに切磋琢磨できないだろうということで、監査法人のガバナンス・コードを策定することによって監査の品質向上を図ろうとした、ということだと思いますね。

○行澤 私も洲崎先生と疑問を共有しております。レジュメの4ページでは、要は監査法人としての経営機関の中に独立性を有する第三者を選任し、その者は会計監査人である必要もなければ、その法人の社員である必要もないということです。法人の社員であったら独立の第三者になりませんので。そうすると、その独立の第三者というのは、公認会計士法にいう権限とか責任もなく、それでいて経営監督・評価する。そうなってくると、何か最近よく見られる任意の第三者委員会のようなイメージしか湧いてこないのですが、果たしてそういうもので監査法人に対する実効的な経営監督・評価ができるのかと疑問に思いました。今回のガバナンス・コード案では、独立の第三者というのは結構目玉になっているような気もするのですが、どういうことを念頭に置いているのですかね。

○岸田 おっしゃるとおりです。権限はないわけですから。（笑）

○行澤 権限も責任も法律上の位置づけは何もなくて……。

○岸田 だから、コーポレートガバナンス・コードを持ってきて……。

○行澤 コーポレートガバナンス・コードの場合でしたら、要するに社外役員もしくは社外取締役を設置しろ、ということですから、まさに権限と責任の裏づけが会社法にあるわけですね。

○岸田 そうですね。

○行澤 ところが、ここで言われているのは、洲崎先生のおっしゃったように法律改正はしないし、経営機関のあり方についても特に言明しないということですので、いくら経営機関のメンバーですよと言っても、公認会計士法に何の権限も責任も裏付けられない者が経営監督・評価するということで実効的な評価等ができるのかなと思ったわけです。

○岸田 それについてはおっしゃるとおりかもしれませんね。（笑）

○行澤 そうですか。（笑）わかりました。

### 【監督・評価機関について】

○行澤 いわゆる第三者委員会的なものを念頭に置いているのですかね、今はやりの。

○岸田 そうです。

○森田 その第三者は、金をもうけなさいとか、無駄を省きなさいとか、そのようなことを言いにくる人を念頭に置いているのですか。つまり、職業的懐疑心というのを、本来は監査の独立性のことですね。監査の独立性のためには、会社法を改正し、監査役におかしなことがあつたら言いにいく、そして監査を強化するというようなシステムをきちんとつくってきたわけですよ。東芝はそれがなかつた会社なので、問題になつてゐるのかもしれないけれども、先ほどから出でている第三者の方は、その監査の独立性を強化するために何をするのですか。

あり得るとすれば、監査契約の審査ですかね。監査契約をチェックするのならば、第三者の役割があるのかもしれませんけれども、またそれをやるには、監査基準をはつきりしておかないといけませんね。例えば、グローバルに事業を展開している会社の場合は、会計監査のときでも、国内の監査法人がアメリカの監査法人とどうやって手をつないでやっているかとか、そのようなところを第三者が言うとか、そういうことならばまだわかるのですよ。ジャスト独立性だけの問題ならば、かつても商法改正で、監査役との共同でやつたのと違いますか。それを、今おっしゃっているように位置づけも明らかでない監査法人の第三者の方がどういう形で独立性を高めたりされるのか。

○岸田 飯田先生がおっしゃるように、やはり構成員でないとおかしいですね。公認会計士は監査法人に入れないと構成員になれないですよね。おっしゃるとおりなのです。第三者委員会といったことしか考えられないですね、権限がないのですから。

○片木 今はたしか特定社員という形で、公認会計士でない人が監査法人の社員になるのは一定

比率まではできるはずです。

○行澤 なるほど、そちらを使うと。

○片木 それが既に多少入っていると思うのですが、それがここでいう経営機関または評価機関のどちらになるのかというのはちょっとまだよくわからないのだろうなと思います。現在、新日本監査法人では、既に一種の評議機関みたいなものをつくっていると思うのですが、あれは完全な任意といいましょうか、外部の、それこそ大学の外部評価委員会みたいなもので、大学の先生とか、そういういろいろな方が入つた機関ですよね。だから、特定社員などをもうちょっと活用するという形で、経営ないしは監査の仕組みの中で、おっしゃったような契約の評価のようなものが出てくるという可能性はあると思います。

○森田 やはり契約ですね。

○行澤 現在の特定社員の規定の仕方としては、独立性とかいうのは特に審査されないのでしょうか。

○片木 たしか特定社員になってはいけない人の中に、過去に犯罪を犯したことがあるとか、そういうようなところが……(公認会計士法 34 条の 10 の 10)。

○行澤 資格要件ですよね。

○片木 資格要件。だから、取締役の資格要件と似たような感じではないかなと思うのですけれど。

○行澤 ですよね。そういう意味では、ここで言つてゐる独立の第三者というのとは少しイメージが違つてゐる。あるいは追加的な規律が要るかもしれません。

○片木 ただ、おそらく特定社員を入れたときには、監査法人のおっしゃるようなマネジメント的な部分で、もう少しきちんとやらせるというところが大きかつたのではないかと思うのですけれども。

○森田 そういうことですか。

○片木 やはり公認会計士ではあっても、経営のプロではない。医療法人の中にお医者さん以外

の方をきちんと役員に入れるという仕組みをつくっていったのと同じようなところはありますよね。

○森田 あまり職業的懐疑心は関係ないですかね。

○片木 職業的懐疑心のことで言うと、多分、現在パートナーというか、一番上の方、偉い方については、大体どれだけのお客さんを引っ張ってきたかというのが報酬に直結しているようなところがありますが、それ以外の方はそのようなことは関係ないので、その方々の職業的懐疑心がいかに上につながるのかというところが、この議論でいわゆる管理体制と言っているところにおいて中心になると。下が言っても上がつぶすというのが現在の監査法人の実態なのではないかなと思います。（笑）

○森田 そうですね。岸田先生がご報告された中で、議論してとありましたが、議論したら大抵若い者が負けますよね。それで独立性が貫徹されないと。そういうときに、本来なら監査役に言いに行ったらいいと思うけれども、監査法人内では誰に言ったらいいのかというと、第三者に言いなさいと、そういう仕組みですかね。

○片木 そうかもしれないですね。

○森田 ちょっとよくわからないけれども、特定社員は職務内容も決まっているわけですか。

○片木 私も特定社員を置くことができるという法律の規定しか知らないくて、それ以上の細かなところまでは知らないのですけれども。

○岸田 今は特定社員はほとんどいないでしょう。

○片木 実際にはあまり多くないでしょうね。

○伊藤 細かいところはよくわからないのですけれども、原則3の考え方というところなどからすると、監督・評価機関には基本的には大所高所から意見を言ってもらうことが期待されているように思います。イギリスのコードも見てみたのですけれども、おそらくイギリスのコードに書いてある independent non-executives と同じようなも

のを考えているのではないかと思いました。independent non-executives には実際どのような人がなっているのかを、1つだけ、アーンスト・アンド・ヤングだけ調べてみました。2015年の透明性報告書によると、アーンスト・アンド・ヤングには4人いらっしゃるようで、インド準備銀行の前 deputy governor とか、CBI (Confederation of British Industry) の前 Director-Teneral とか、ダイムラークライスラーの取締役などをやっていた方とか、アメリカの公認会計士監督機関の前 chairman とか、そういう方を置いているみたいで、第三者委員会といった雰囲気ですね。

○洲崎 おそらく、今伊藤先生が言われたようなものとして監督・評価機関というものを考えているのかなという気がします。原則3で、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する監督・評価機関だと位置づけているので、個々の契約の状況、つまり個々の監査において職業的懐疑心を発揮できているかどうかを見るのではなくて、経営者が適切に経営しているかどうかを見ると。そして、レジュメ1ページ下の方で、「東芝問題を想起させる「最近の不正会計事案においては」という表現をとったうえで、……」と述べられているように、個々の公認会計士の職業的懐疑心を有効に機能させる仕事は、経営者、トップマネジメントの仕事であって、その仕事がきちんとされているかどうかを見るのが監督・評価機関であるという、そういう位置づけではないでしょうか。

株式会社において内部統制システムを作り上げることは業務執行者の仕事で、その仕事が適切になされているかどうかをみるのが監査役や監査委員会・指名委員会の仕事である、というのとよく似た関係のように思いました。

○森田 それでは、会社でいうと CSR みたいなものですかね。従業員がおかしいと言っていたら、それが第三者委員に伝わって……。

○洲崎 いや、多分それは経営者がやるべき問題で、そういう体制を……。

○森田 もちろん、CSR 体制は経営者がやらな

ければなりません。しかし、それで不満が出てきたときに……。

○洲崎 だから、経営者がそういう適切な体制をとっているかどうかを見るのが監督・評価機関だと。

○行澤 大学の認証評価みたいな……。(笑)

#### 【コードで会計業務の公益性を規定する必要性】

○川口 冒頭に、会計士の士気が落ちているのかどうかという話がありました。どうも会計士は、昔みたいな人気がないみたいですね。受験者も減少し、それとともに、質の低下も懸念されているようです。それが東芝問題につながったということではないとは思いますが、監査の質を上げるためにには、社会的地位もさらに引き上げて、士気を高める必要があるという認識が背景にはあったのではないかと思います。

これとは別の話ですが、先生は、監査法人のガバナンス・コードの策定にあたって、公認会計士の業務の公益性が重要であると再三にわたり述べられていました。この点ですが、公益性のある業務は会計士に限らず、弁護士や税理士の業務も国民経済に影響を与えるような公益性があるように思いますが、なぜ、会計士だけこのようなコードで縛る必要性があるのでしょうか。やはり、会計士の監査業務は資本市場の健全性と密接に関連し、他のものに比べると、規制の必要がより高いと理解すればよろしいでしょうか。

○岸田 東芝問題によって、なぜ東芝のような大企業でのようなことが起こるのだ、監査法人はきちんと職務を全うしていたのか、といった批判が噴出し、監査法人が注目を浴びることとなりました。そのような流れの中で、それでは、監査法人の公益的な役割に対する認識やガバナンス意識を高めるためにコードをつくりましょう、ということになりました。

弁護士や税理士も公益性が高い業務に従事しているという点では共通していますけれども、今回監査法人のガバナンス・コードが策定されること

になった背景としては、こうした経緯があったということです。

○川口 監査法人のガバナンス・コードで定めたことを実践すれば東芝問題は防ぐことができたかというのは興味深い点ですね。

○岸田 弁護士は自主規制だったらできない。弁護士会がやるっていうならわかりますけれども。同じ問題があると思いますけれども。

先ほど公認会計士の人数が少なくなったとおっしゃっていましたが、これは公認会計士の受験者が少なくなったということですか。

○川口 受験者が減っているみたいですね。5年前は2万5000名を超えていたのが、近年は1万人程度のようです。それに伴い、合格者も減っています。

○岸田 公認会計士は、コンサルタントなどとは違って、個人ではなかなか業務ができませんし、大きな会社を監査するとなると、やはり法人でなければ実質的には不可能ですよね。そういう意味で、若いを入れないといけない、ということは聞きますけどね。

#### 【コードの適用対象となる監査法人の範囲】

○前田 先ほど議論に出ていたことすれども、監査法人のガバナンスの実効性を本当に高めようと思えば、洲崎先生のご指摘にあったように、やはり公認会計士法を見直すところまで行くべき話だと思うんですね。監査法人は、もともと合名会社型の古い体制のままで来ていて、若干の手直しはありましたけれども、かなり不備はあって、本来はそこを見直すべきなのですけれども、とりあえずは大ざっぱな形で問題になりそうなところを示したのが監査法人のガバナンス・コードだと理解していいのだろうと思います。

お尋ねしたいのは、このコードの適用対象になる監査法人の範囲についてです。確かに監査法人と一口に言いましても、いろいろありますので、区分をした規制の必要性があるということはわかるのですけれども、その区分の基準として、指針

あるいはイギリスの例を見ますと、コードでは、担当する上場会社の数を基準に区分することが予定されているとのことです。しかし、監査法人自体のガバナンスを考えるのであれば、むしろ構成員たる公認会計士の数ですとか、あるいは資産の規模ですとか、そういうものを区分の基準にするのが合理的であって、担当している上場会社の数で区分するというのは、妙な感じがします。実質的には重なってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

○岸田 中央青山監査法人が 2006 年に業務停止処分を受けてからは、大手監査法人が 3 つになりました。あと小さなものはたくさんありますけれども、あれはむしろ失敗だったと。つまり、監査法人を減らすということは、寡占が起こると思うのですよね。3 社か 4 社の監査法人だけで上場会社を占めていると、どうしても問題が出てくるのではないかね。イギリスもそうですけれども、監査法人をもっと増やせ、増やして競争しろと。それを考えると、あまり合併等は認めるべきでないということです。それに加えて、日本では、弁護士法人もそうですけれども、日本の会社は特に系列化されていますので、ある会社を監査した監査法人は、その会社の関係会社についても同じように監査しています。例えば、トヨタ自動車の場合、トヨタ自動車関係の関連会社や子会社についてもすべて同じ監査法人が担当となりますので、独占といいますか、そのあたりについてはよくわかりませんけれども、やはり問題が出てきますよね。

○前田 適用をかけたい監査法人の顔ぶれはすでに決まっているかもしれないですけれども、区分の基準がわかりにくいと思った次第です。

#### 【コードのエンフォースメントの主体】

○北村 私もその点に疑問があったのですけれども、監査法人のガバナンス・コードは、資本市場の参加者の保護とか、国民経済の健全な発展とか言われていることからすると、上場会社の監査

が適切に行われ資本市場の健全性に寄与することが目的だから、監査法人の規模や収益ではなく上場会社数を基準にするのかなという感想を持ちました。

このコードの適用対象ないしエンフォースメントについてちょっとお伺いしたいのですが、岸田先生もおっしゃいましたように、もともと「日本再興戦略」から始まって、コーポレートガバナンス・コードとかスチュワードシップ・コードができて、今度監査法人のガバナンス・コードができるになります。コーポレートガバナンス・コードは、岸田先生もおっしゃいましたように上場規則に取り入れられていますので、全ての上場会社が対象になり、コーポレート・ガバナンス報告書の中でコンプライ・オア・エクスプレインを開示しなければなりません。そのような形でのエンフォースメントがされています。

一方、スチュワードシップ・コード、そして監査法人のガバナンス・コードは、そもそもどこがエンフォースメントの主体になっているのでしょうか。スチュワードシップ・コードであれば、機関投資家がそれを受け入れる旨を自由に決めて、自主的に公表して、その URL を金融庁に送るということですね。そうすると、監査法人のガバナンス・コードもそのような感じなのですかね。

というのは、コードのはじめのところに、大手監査法人を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人によって自発的に適用されることも妨げるものではないとあります。このように適用を二段階に分けているということは、大手監査法人は受け入れなくてはいけなくて、それ以外の監査法人は受け入れ自由であるという分け方になっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○岸田 正確には知らないですが、2017 年 3 月末に監査法人のガバナンス・コードの確定版が公表されるときに、遵守を求めるのではないですか。基本的には上場会社の監査をしているような大手監査法人を対象として、中小監査法人については大手に準ずるような形にして、直接的な責任は負

わせないと。そうしないと意味ないですね。

なお、コーポレートガバナンス・コードは、東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として定められた上で、各原則を実施しない場合にはその理由を説明することが求められています。

○北村 つまり、スチュワードシップ・コードのように、全ての監査法人が受け入れるかどうかを判断するのではなくて、大手には適用されるという前提になるのだろうということですか。

○岸田 何らかの形でそのようになると思いますけれども。

○北村 ありがとうございます。

○片木 やり方として、内閣府（金融庁）令で対応するというのもあるでしょうけれども、公認会計士協会の実務指針の中で、大手の監査法人には透明性報告書の作成を義務づけて、そこでコードの遵守状況、まさにコンプライ・オア・エクスプレインをきちんと報告させる、その他の監査法人においては、これを定めるか定めないかは任意とするというやり方をすれば、大体いけるのかなという気はするのですけれど。

#### 【公認会計士の人事・報酬評価】

○松尾 レジュメの5ページの指針3－3で、独立の第三者が行うべき業務として、法人の人材育成ですとか人事管理・評価、報酬に係る方針の策定への関与というのがあります。先ほどの片木先生のお話だと、現在はお客様をたくさん引っ張ってきた人が出世をして報酬も高くなるということでした。そういうことだと、お客様に甘いというか、ちょっと目をつぶるような人が上に行つて、その結果、現場の若い人から来た意見を、顧客を失うことにつながりかねないからということでおつぶすといったことにつながっているのではないかということでした。そういうやりかたを改めて別の報酬とか人事評価の方法ということになりますと、どういう方法が考えられますかね。

公認会計士というのは、私のイメージでは、基本的には皆さん同じことをやるのだと思います。

そこで職務の遂行状況によって差をつけるというのは非常に難しいように思うのですが、実際、上場会社の監査で、個々の会計士、監査を担当する会計士団というか、そういう人たちにどのぐらいの裁量とか監査方法の工夫の余地があるのでしょうか。そういうものと人事評価、報酬評価というのをどう組み合わせたら合理的だと言えるのかというところが非常に疑問なのですけれども。

○岸田 難しい問題ですね。昔、日本公認会計士協会で監事を務めていた際に、協会を監査する監査法人を選んだことがありました。3社ぐらいの監査法人がやりたいと言ってきましたが、選定に際して一番重視したのはやはり料金でした。監査報酬は幾らだ、ということです。内容については、過去にこういうことをやっているのだからおそらく問題ないだろうということで、あまり比較要素とはならないわけです。そういうことで、今おっしゃったように、公認会計士を能力で選ぶというのは無理だと思いますね。料金で選ぶとなると、やはり安いほうがいいと。もちろん、あまりにも安過ぎるとそれはそれで問題がありますが。

○松尾 法人側が個々の社員たる会計士を評価するというのは……。

○岸田 それはダメですね。2004年に国立大学が法人化されたとき、会計監査がつくこととなりました。その時に、どこかの監査法人が安い価格で引き受けたということが新聞で取り上げられて、当時の公認会計士協会の会長がそのようなことはやめろと言ったのですね。それでもただ同然でやると。なぜかというと、一年目はただ同然で監査をしても、その後も継続して監査を受けなければいいからです。原則、公認会計士は、一回選べばなかなか変えられないですね。会長は価格競争はやめろと言ったのですが、大学としてはコストは安いほうがいいに決まっているので、安いほうを選んだと。よくわからないですけれども、コンペでも値段だけで決めるのは難しいですね。過去に悪いことをしていないか、この会計士は過去に処分を受けていないか、といったことならば簡

単にわかりますけれども。

○森田 岸田先生は、監査法人の数を減らしたから問題やとおっしゃるけれども、一応監査されるほうとしては、ここは頼りないなとか効率性が悪いなと思ったら、ほかのところに変えたいと思います。そのときに、今3つか4つしかなかつたら、実際には変更不可能ですね。そうすると、今の金融庁の考え方もそうだと思うのですけれども、中のローテーションを変えることですね。しかし、ローテーションをきちんとやってくれよということは、クライアントからもなかなか言いにくいとすると、それを第三者の人が来て、ローテーションをきちんとしっかりとやることを監査なりするのでしたら、そういう監査基準が必要ですよね。

だから、何かされようとしているのはわかりますけれども、どこの場面をどう直そうとされているのか、よくわかりませんね。洲崎先生もおっしゃったように、マネジメントというのか、独立性なのか、監査そのものも今言ったようにローテーションで、結局監査法人を変えられないから、中できちんと独立性を保つようにやってもらっているかということをチェックしてもらうとか、いろいろな場面があると思うのですが、そのどこにターゲットを置かれているのか、もう一つよくわかりませんね。

○岸田 監査法人を変えるのは、やはり準備等を考慮すると、時間がかかります。

○森田 なかなか変えられないね。

○岸田 すぐにはできません。値段だけで決めることもできないし、難しいですね。

○森田 そうですね。

### 【監査法人間の競争の促進の是非】

○行澤 先ほど競争を起こしたほうがいいというお話があったのですけれども、むしろ競争が激化すると安売り競争が起こってくると思うのです。先ほどイギリスや監査法人のガバナンス・コードの背景に監査法人間の競争を促進させようという

意図があるというご指摘があつたわけですが、他方で、今回のガバナンス・コード策定の前提として、東芝問題とかを念頭に置いているとか、監査法人の企業文化として営業成績のいいトップの倫理が麻痺しているとか言われているわけです。果たしてこのような一見矛盾する政策ベクトルを有する政策が両立するのかなと思ったので、この点、お聞かせいただけないでしょうか。

○岸田 おっしゃるように難しいですね。その中身というか、監査法人の品質がわからない。わからない中で値段だけが違うから、安いほうがいいと。ただ、それができるかというと、おそらくできませんから、難しいと思います。

### 【東芝問題における監査委員会の責任の有無】

○行澤 もう一点、先ほどから、東芝問題の話題が出ていて、結局、東芝問題の何が問題だったのか、どういう問題意識が共有されていたのかがよくわからないので、お聞かせいただきたいです。というのは、素人目で東芝問題を見ていると、まず、前段階の粉飾まがいと言われた不正会計事案については、非常にテクニカルな部分でグレーダったと言われていますけれども、それは監査法人だけの問題ではなくて、当時東芝は委員会設置会社でしたから、監査委員会によるリーダーシップの発揮の仕方、つまり会計監査人と監査委員会がどこまで有機的に連携して、どこまでそれが機能したかというところにも問題があると思います。なので、単に監査法人の問題だけを考えたらいいということでもないだろうという問題意識が一点。

それから、現在進行形の海外子会社の情報に対してきちんと把握ができていなかつたという巨額損失事案について、例えば東芝本社の監査法人がきちんとアメリカに行って、現地の会計監査に精通した人たちと協力してやるべきであったというような話でしたら、むしろ公認会計士法34条の13に規定する業務管理体制——会社法でいうところの内部統制システム——を強化するという方向のほうが、東芝問題からの教訓としては妥当

なような気がするのですが、この点、いかがでしょうか。監査法人に有益でかつ重要な情報が提供されなかつたという意味で、監査委員会が麻痺していたということなのではないでしょうか。

○岸田 東芝の場合は非常に巧妙です。巧妙といふか、違法か違法でないかがわからない。

○行澤 そうでしょう。そうであれば、むしろ監査法人の問題というよりも、監査委員会をどうにかしないといけないという議論にならぬのですかね。

○岸田 監査委員会と言いますと、監査役が監査を行うということですか。

○行澤 いや、東芝は委員会設置会社でしたから、監査委員会が、つまり取締役でもある監査委員がもっと機能を強化する、と。なぜなら、彼らの方が、よほど会社業務にも精通できる立場にあるわけですから……。

○岸田 公認会計士にできないことは監査委員会にもおそらくできないでしょう。

○行澤 ああ、そういう発想なのですか。

○岸田 先ほども言ったように、東芝は合法と非合法の境目でやっているから。しかも巧妙に操作しましたし。

○船津 今の点ですが、ちょっと調べてみましたら、東芝に関する新日本監査法人の処分の際の金融庁による指摘の中で、個別の監査見逃しというのもあるのだけれども、監査法人の運営自体が問題だということが明確に指摘されていて、かつ、それがどうも過去の公認会計士・監査審査会の検査や、公認会計士協会の品質管理レビューで不備があることを指摘されていたのにこういうことを起こしたということが明確に書かれています。ですので、やはりそこからスタートしていて、指摘をされたのに改善しなかったのは、やはりガバナンス体制の問題である、という話になってくるということだと思います。

○岸田 そういうことだと思います。何回もやってもうまくいかないとか、問題を指摘してさまざまな措置が講じられたけれども、またそれが守

られていないと。だから、客観的なガバナンス・コードをつくって、それを遵守しているかどうかということですね。ガバナンス・コードにはそれほど難しいことは書いていなくて、当たり前のことが書いてあるだけなのですが、いままではそれすらも文書化されていなかったので問題になったと。

○森田 でも、今の船津先生の言い方だったら、ピアレビューとかをもっとやりなさいというようなことになっているはずですけれども、そのピアレビューができていなかったとか、そういうことは書いてありますか。

○船津 品質管理本部などは、検査でこのような指摘を受けたからこのように改善しなさいと一応は言っているけれども、末端にまで指摘が浸透しなかったというようなことは書かれています。

○行澤 末端というのは……。

○船津 チームの問題です。

○行澤 監査チームですね。

#### 【コードにおける「マネジメント」の意味合い】

○伊藤 基本的なところを確認させていただくところから始めたいのですが、原則2などで「経営（マネジメント）機能」や「経営（マネジメント）機関」という言葉がよく出てくるのですよね。ここで言われている経営とかマネジメントというのは、原則2や指針2-2を読みますと、マネジメントというよりは、コントロールという感じで考えておいてよろしいでしょうか。

監査法人はそもそも監査業務の点では営利事業をやっているわけではありませんから、そのような法人のマネジメントというのは、監査業務の質の向上・維持ということになるのだろうと思います。そうしますと、これは監査法人のコントロールをきちんとやるために監査法人の中で機関を設けなさいという話なのであろうと思います。

もしそうだとして、そのような意味での経営機関にどういうインセンティブを与えられるのかは、よくわからないところがあると思います。コント

ロールという意味での監査法人のマネジメントがうまくいったかどうかをどのように評価するのかとか、うまくいったとして、どのような報奨を与えるのかということはすごく難しくて、先ほど松尾先生がおっしゃったように、そもそも監査の品質自体の評価も難しいのですけれども、それも含めて、実際には難しそうだと感じられるところではあります。

○岸田 今おっしゃったように、マネジメントとコントロールをどのように考えればよいのかということは、難しいところだと思います。

○伊藤 会社法学者からしますと、マネジメントという言葉を使われれば、事業をやるという雰囲気で捉えてしまいますが、この場合は監査法人の事業ですから、コントロールをすると。

○森田 先ほども出ていましたけれども、マネジメント・アドバイザリー・サービスを必ずしていますから、そういう意味では、それは別部門でしなさいとか、そのようなこともありますよね。ですから、全体で利益を上げなさいと、ただ、お上のお達しもあるし、独立性の観点からも、あまりやつたらいかんよというのもあるけれども、全くコントロールばっかりではないと思うんですね。そういう意味では、業界の在庫管理の方はこうしたらいいよとか、何かそのようなことでお金をもらったりもすると思うのです。

いずれにせよ、基準がわからないというのは確かにですわ。何をどうしたら誰がどうなるのかということがわからない。

○洲崎 ここで言われているマネジメント機能とは、監査法人の場合は主としてコントロールのことを指しているのかなと思います。今の監査法人の上のほうの人たちにとっては、契約をとってくることが何よりも大事で、船津先生が先ほど指摘されたような、末端の監査チームがきちんと職業的懐疑心を發揮して監査するような体制の整備や指導ということにあまり関心を持っていなかつたのではないか。これからはその点にも配意しないよという意味でのマネジメント機能ではない

かなと思います。

契約をたくさんとてくるということはもちろんマネジメントの重要な内容となります、監査法人の場合はそれだけではだめだという意味でのマネジメント機能ということを言っているのだろうと思います。

○船津 今の話に関連してですけれども、原則5の考え方のところで「監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である」と書かれています、おそらく伊藤先生のご議論というのは、株式会社でいうところの短期的利益と長期的利益みたいな議論なのかなあと。だから、監査法人としての長期的な利益を考えさせると、監査品質の向上をしていくはずだし、そうすることによって、マネジメントというか、監査法人の経営層もそういうところにインセンティブを持つようになるのではないかと。そういう意味では、コーポレートガバナンス・コードなどと同じような流れで、短期的に見るのはなくて、もっと長期的に見ると、そういうインセンティブを持ってくださいという、そういう考え方でつくられているのかなと、このあたりを読むと思いました。

○伊藤 おそらくそうなのだろうと思います。そうすると、監査の良し悪しで監査法人を選ぶという行動を企業がとらなければいけません。しかし、現在の日本でそうなっているのかどうかはわからないですし、少なくとも監査の質をあらわすような情報を何らかの方法で開示させることが大事なのだろうと思います。結局のところ、監査法人の側の問題ではなく、むしろ監査法人を雇っているほうの問題といいますか。

#### 【監査法人の選定・変更】

○片木 平成26年会社法改正で、まさに監査を選ぶ機関が全てのところで監査役等といいましょうか、監査組織のほうに回ったわけですが、その狙いというのは、まさに今伊藤先生が言われたよ

うに、要するにどうしても安い監査法人を選ぶようになりやすいところを、きちんと監査の品質というか、そこを指標にして選ばせるようにすると。報酬については、権限は持っていないけれども、ある程度これだけの監査をしてもらうときにはこれだけの報酬は出すべきだというところの意見を選任する立場は持っていて、そこで同意権行使する仕組みをつくってあるのは、まさに選ぶ側において品質を担保するという仕組みを一応はつくり上げたということだろうと思うのですけれど。

○森田　　超巨大企業でなければ、確かに変更はできるみたいですがね。超巨大企業になると、なかなか一挙にそれだけ動けないからね。トヨタみたいなところもみんな同じところばかりがやっていて、ほかの系列は入れないので。例えばトーマツとか、新日本とか、トヨタグループをいろいろなところがやっているということはあまりないので。

○片木　　私もそれほど詳しくないのですが、聞いてる限りでは、大体グループ企業は全部同じ監査機関がやることです。

○森田　　そのほうが把握はしやすいでしょうね、確かに。

○片木　　おっしゃるとおりで、特に連結決算で連結の監査になりますと、大体そのグループ企業がみんな連結対象になってきますから。

○森田　　そしたら、ますます動かせないです。

○片木　　はい。上場会社であっても、連結対象になっている会社はたくさんあるわけですから。

○森田　　だから、ガバナンスをきちんとしてくれという要求もあり得るね。変えたいためにというのもあるかもしれませんけれども。

○片木　　たしか、ヨーロッパはもう監査法人自身の交替制を実施しているのですかね。あるいは、日本と違って系列化が少ないということが、それを実施できる一つの原因になっているのかもしれないですね。

#### 【コードにおける「意見交換」の相手方】

○北村　　今問題となっていた原則5の考え方あるいは原則そのものについてお伺いします。考え方の1行目で、「会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等が、……評価して監査法人を選択し」ということが言われており、また、「情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段」であるとされています。この「意見交換」というのは指針5-3でも出てくる言葉ですが、今のお話から考えると、この考え方の中に出てくる被監査会社との意見交換をするという場合、監査役等、つまり選任議案作成権者を想定していると考えていいのか。つまり、被監査会社の経営者というわけではなくて、議案作成者を想定していると考えていいのでしょうかということが一つ目の質問です。

次に、コーポレートガバナンス・コードでも株主と対話せよということが述べられ、ここでも株主との意見交換というのが出てくるのですけれども、この株主とは、どういう株主が想定されるのでしょうか。

○岸田　　なかなか難しいところでしょうね。

○北村　　前者は監査役等、つまり選任議案作成権者を主に想定していると考えてよろしいですかね。

○片木　　たしか懇談会提言のほうですよね。懇談会提言のほうで監査報告書の充実ということを出して、今、文言はどこの会社でも一言一句変わらないのだろうと思いますが、イギリスなどでは既に、この会社ではこの点については特に重点監査をやったみたいなことをかなりきちんと書くようになっていて、ヨーロッパも既に制度をつくりつつあるというふうに聞いています。それで、懇談会提言では、そういうことを日本でも検討しろと書かれていますので、あるいは株主との情報、対話ということについては、そのあたりを考えているのではないかと思うのですけれど。

○志谷　　今おっしゃった、ここを重点的に監査したということは、いわゆるリスクアプローチに

による監査ということと関係ありますでしょうか。

○片木　　まさにそれだろうと思います。重点監査項目といいましょうか、そういうところだろうと思いますけれど。

#### 【リスクアプローチによる監査】

○志谷　　その点について、私、最近、「企業会計」という雑誌に載った「監査の失敗の本質」という論文を読んでちょっとショックを受けたので、お聞きしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

先ほどからトヨタだとか東芝だったら大丈夫だというお話を岸田先生から何回かお聞きしたのですけれども、私はよくわからないので教えていただきたいのですが、この論文の中で、大手の監査法人のパートナーの方が、監査においては、統計理論を適用し、信頼度係数とか、予想虚偽表示額とか虚偽表示額を前提としてサンプル抽出を行うのだから、重要な虚偽表示を看過することはあり得るという監査の限界を主張する見解が提示されることがあると、こういうふうにおっしゃっておられるのですね。こういうお立場の方がこういう雑誌でこういうことを正面からお書きになるということは、いわゆる監査の現場では、リスクアプローチと呼ばれている監査の常識としてこのようなアプローチがとられているのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

もしそうであれば、私のような者が考えていたリスクアプローチとは随分イメージの違うものだなあというふうにも思ったのですが、もともとリスクアプローチというのはこういうやり方だったのでしょうか。

○森田　　何十年も同じことをやっている部門では、あまり隠したり何とかというのは起りにくいうですね。ところが、新しいところは、ものすごいリスクがあるでしょうね。

○志谷　　それがおっしゃった統計理論というものなのでしょうか。

○森田　　わかりません。とにかく歴史が長いと、

あまり変化は起こっていないし。いろいろなものを売り出しているところは知りませんよ。同じようなものを売っているところはそれほど変化はありませんから、企業によっては変化のあるところとないところがありますから、それによっても違うのではないかと思いますけれども。

○行澤　　今の点で、まさに判例の見解は、リスクアプローチ・プラス・レッドフラッグで、レッドフラッグがあれば、それを突っ込まなかつたら善管注意義務違反だけれども、それがなければ、仮に見逃しても善管注意義務違反にはならないという、そういう前提で動いているのではないかと思いますけれども。

○森田　　善管注意義務って、そういうものですね。（笑）

○行澤　　と思いますけれど。（笑）

#### 【監査報告書への重点監査項目の記載】

○岸田　　先ほど片木先生がおっしゃった監査の重点項目は、被監査会社に対してこういう監査をやりますと書くのであって、最終的な監査報告書には必ずしも書かないですね。

○片木　　そこを書かせようというのが今新しく出ているというふうに聞いているのですが。

○岸田　　今は監査報告書には書かないです。

それが問題だというのは、そのとおりだと思います。様々な項目について監査を実施しても、一般に公開される監査報告書においては、こういうことを実施しました、ということは書きません。

○片木　　今は書いてないのですが、ちょっと私もそれほど詳しく実態は知らないのですけれども、イギリスではどちらかというとリスクアプローチの重点監査項目のようなものも開示させるようにされているということです。それを日本で検討するということは、まさにおっしゃった部分も含めて、少し書かせるということだろうと思います。

○岸田　　監査法人は被監査会社に対してこういうことをやりましたとは言っています。しかし、現在は、最終的な監査報告書にはそれは書かない

ということです。

○黒沼　　国際監査基準に従って、監査上重要な事項を監査報告に書くべきだという議論がなされていると思います。

### 【監査法人の組織形態】

○伊藤　　企業組織を研究している者からしますと、最初のほうで前田先生が質問されたあたりも興味のあるところです。懇談会提言の3ページなどを見ますと、監査法人というのは、法律上は元来はパートナーシップ型の組織なのだけれども、今、企業活動も複雑化しており、監査法人も大規模になっているから、マネジメントの強化が必要なのだと言われています。大手監査法人の寡占状況だということですが、監査については規模の経済が働いているということなのだろうと思います。そういう状況であれば、素朴に考えられるのは、パートナーシップではなく、もう少しこれに応じた組織形態があるのではないかということです。他方で、今なお監査法人の企業形態は、世界的に見ても株式会社以外が主流です。そこはどういう関係なのだろうというのが気になるところです。

一方で、小規模なパートナーシップ形態の企業では対処できない複雑・大規模なことをやらなければ監査業務はできない状況なのだけれども、企業形態自体はパートナーシップで、この原則というのもパートナーシップであることを前提にマネジメントを強化していきなさいという方向で、企業形態は今のままでも何とかいくという話なのでしょうか。

○岸田　　おもしろい問題ですが、あまり考えたことはないです。パートナーシップ以外と言いますと、例えばどういうやり方ですか。

○伊藤　　もっと株式会社みたいな、そういう雰囲気の……。

○森田　　そうでないと、パートナーがやめて持分を払い戻すと、経営基盤はどうなるのですかね。

○伊藤　　公認会計士法の中で、株式会社型の監査法人ですか、そのようなものをつくるという

のもあると思うのですね。

○森田　　でも、私がパートナーならば、せっかく俺の稼いだ分をとられるのは嫌やから、それをそれほど強制的にとられたら、私有財産権の侵害やと怒りますよ、それは。(笑)

○行澤　　今の点、伊藤先生のご見解で、やはり株式会社形態にすると、監査業務の適正とか公正を担保することとの関連で、広い意味での利益相反というか、株主利益最大化とぶつかってしまうおそれはないですか。その代わり、今は、非営利法人型の組織にも、どんどん会社法のガバナンスを応用しようとするトレンドがあるように見受けられます。そういう意味では、非営利法人型であってもよくて、監査の点でも株式会社である必要はないような気もしたのですが、いかがでしょうか。

○伊藤　　それはそうかもしれないですね。

○洲崎　　最初に私がした質問にも関連するのですけれども、今の公認会計士法は、伝統的なパートナーシップを想定していて、監査法人の定款を変更したり代表社員を決定したりするのも原則として社員全員の同意がないとできないことになっています。だから、経営機関を置くとか第三者機関を置くということが、今の公認会計士法のもとで本当にできるのだろうかと思ったのです。大手の監査法人では社員が何百人もいるようですし、そのような社員全員が同意しないと定款を変えられないとか、現在の大規模監査法人の実態からすると、現行公認会計士法にはちょっと無理があるような気がします。

○志谷　　監査法人も、所有と経営を分離したほうがいいですからね。(笑)

○森田　　弁護士法人は、パートナーと言われている人は何か分与されるけれども、そこで雇われている弁護士もいますかね。公認会計士は、その雇われている公認会計士はいないのですか。

○洲崎　　いや、います。社員ではない公認会計士ですよね。

○片木　　むしろ圧倒的多数だと思います。

○伊藤 そのあたり、外国の監査法人のルールを研究してみれば、何かあるかもしないですね。

○川口 確か、オランダでは株式会社組織の監査法人があるように聞いたことがあります。

○伊藤 そうですか。

○岸田 もし株式会社になったら、それを監査するときに上場して、ということに。（笑）

○伊藤 そうですね。（笑）それでは、時間になりましたので、本日の研究会を終わらせていただきます。ありがとうございました。